

新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付の申込方法について （2021.8.26版）

生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を申請される方は、以下の申込方法を確認のうえ、お住まいの市町村社会福祉協議会に申請してください。

- 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について [📄 リーフレット① \[PDF\]](#)
- 総合支援資金の延長貸付について [📄 リーフレット② \[PDF\]](#) **※ 延長貸付の受付は終了しました ※**
- 総合支援資金の再貸付について [📄 リーフレット③ \[PDF\]](#)
- 申込みにあたっては、事前に留意事項を確認してください [📄 留意事項 \[PDF\]](#)

	緊急小口資金	総合支援資金	総合支援資金再貸付
申込方法	お住まいの市町村の社会福祉協議会に申込書類を 郵送 または 持参	お住まいの市町村の社会福祉協議会に申込書類を 郵送 または 持参	申込にあたって、お住まいの市町村の自立相談支援機関への相談が必要 となりますので、初めにお住まいの市町村の社会福祉協議会において、申込方法をご確認ください。
申込書類	①緊急小口資金特例貸付借入申込書 ②緊急小口資金特例貸付借用書 ③緊急小口資金特例貸付重要事項説明書 ④収入の減少状況に関する申立書 ⑤住民票謄本（世帯全員／原本） ⑥預金通帳またはキャッシュカード（写し） ⑦本人確認書類（写し）	①総合支援資金特例貸付借入申込書 ②総合支援資金特例貸付借用書 ③総合支援資金特例貸付重要事項説明書 ④収入の減少状況に関する申立書 ⑤住民票謄本（世帯全員／原本） ⑥預金通帳またはキャッシュカード（写し） ⑦本人確認書類（写し） ⑧ 同意書	①総合支援資金特例貸付（再貸付）申込書 ②総合支援資金特例貸付借用書（再貸付） ③状況確認シート（お住まいの市町村の自立相談支援機関が発行したもの） ※上記③は、自立相談支援機関から市町村社協に直接送付されます。 ④住民票謄本（世帯全員／原本） ⑥預金通帳またはキャッシュカード（写し） ※ 上記④・⑤は必要に応じて提出を求めることがあります。
様式	📄 申込様式ダウンロード (PDF) ※市町村社会福祉協議会でも配布しております。	📄 申込様式ダウンロード (PDF) ※市町村社会福祉協議会でも配布しております。	※ 申込書・借用書等様式は、市町村社会福祉協議会で配布いたします。

【特例貸付制度に関する問合せ先】

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999 ※受付時間：9：00～17：00（平日のみ）

<お住まいの市町村の社会福祉協議会>

[📄 県内市町村社会福祉協議会一覧 \[PDF\]](#)

<茨城県社会福祉協議会>

専用ダイヤル 029-297-6526 ※受付時間：8：30～17：15（平日のみ）